

## 2025 年度臨時社員総会資料

開催年月日 2026 年 1 月 20 日 (火)

開催場所 建築会館 4 階 JABEE 事務所および Web 会議

東京都港区芝 5-26-20



一般社団法人日本技術者教育認定機構

定款等の改定について

定款等の改定について（賛助会員等、最高顧問及び顧問）  
定款第6条（抜粋）新旧対照表

新	旧
(種別) 第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。	(種別) 第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
(1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体	(1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
(2)賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を支援し、かつ、第3条に定める事業の審査認定の対象にならない団体 <u>及び個人</u>	(2)賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を支援し、かつ、第3条に定める事業の審査認定の対象にならない団体
(3)特別会員 当法人の目的に賛同し、当法人の企画する活動等に <u>協賛する</u> 団体	(3)準会員 当法人の目的に賛同し、当法人の企画する <u>研修</u> 活動等に <u>参加する</u> 団体

定款第32条（抜粋）新旧対照表

新	旧
(最高顧問及び顧問) 第32条 当法人に、最高顧問及び顧問を置くことができる。	(最高顧問及び顧問) 第32条 当法人に、最高顧問 <u>1名</u> 及び顧問 <u>5名以内</u> を置くことができる。
2 最高顧問及び顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の <u>承認を得て</u> 、会長が委嘱する。	2 最高顧問及び顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の <u>推薦により</u> 、会長が委嘱する。
3 最高顧問及び顧問は、当法人の運営に関する会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。	3 最高顧問及び顧問は、当法人の運営に関する会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
4 <u>（削除）</u>	4 <u>第28条ないし第30条の規定は、最高顧問及び顧問について準用する。</u>
<u>5 最高顧問及び顧問に関する事項は、この定款に定めるもののほか理事会で定める規則による。</u>	

令和 年 月 日 決定

## 会費規則(案)

### (目的)

第1条 この規則は定款を補足し、一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下当法人という）の運営を円滑にすることを目的とする。  
なお、会員の区分については、一般社団法人日本技術者教育認定機構定款第6条によるものとする。

### (正会員)

第2条 正会員の会費は年間10万円とする。  
2 前項とは別に、理事を選出した母体は特別会費として年間20万円を納めるものとする。

### (賛助会員)

第3条 賛助会員の会費は下記のとおりとする。  
A 一口、年間10万円とする。(団体)  
B 一口、年間3万円とする。(個人)

### (準特別会員)

第4条 準特別会員の会費は一口、年間5万円とする。

### (会費の計算単位)

第5条 この規則により計算される会費についての計算単位はそれぞれ以下によるものとする。

- (1) 第2条並びに第3条に該当する会員については、当法人の会員名簿に登録された会員名に該当する組織体の会費口数により計算された金額とする。
- (2) 削除。

### (改廃)

第6条 本規則の改廃は社員総会の決議による。

### (雑則)

第7条 会費は、この規則に定めるものの他、会費の区分に関する必要な事項は日本技術者教育認定機構会費基準で定める。

(附則)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 年 月 日から施行する。